

事務連絡  
令和2年11月27日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型コロナウイルス感染症に関する職場における  
一層の対策強化について（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御理解・御協力を頂き御礼申し上げます。廃棄物処理事業者は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられ、新型コロナウイルスの感染拡大下においても処理を継続することが求められているところであり、廃棄物処理に従事されている皆様の御尽力に感謝申し上げます。

さて、今般、第46回新型コロナウイルス感染症対策本部にて、「今般の感染拡大に対応したクラスター対策のさらなる強化等について」が取りまとめられ、「職場における一層の対策強化」において、テレワークの推進や感染リスクが高まる「5つの場面」の周知等について進めていくとされたところです。これを受け、令和2年11月17日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別添事務連絡①が発出されました。

つきましては、貴連合会におかれましても「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の内容に留意しつつ、さらに別添事務連絡①の内容について御承知おきいただくとともに、各都道府県協会及びその会員企業にこれらの内容について周知くださいますようお願いいたします。

また、仮に、貴連合会や廃棄物処理事業者等においてイベント等の開催を検討される場合は、感染拡大を防止するため、令和2年11月12日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から発出されました別添事務連絡②を御参考にしていただきますよう、併せて周知をお願いいたします。